The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	多文化共生を促進する学習のあり方 : 留学生と日本人学生の混合クラスにおける人権教育の事例考察を通じて
Author(s)	宮本, 美能
Citation	大阪大学, 2014, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/33993
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

様式3

論　文　内　容　の　要　旨

〔　題　　名　〕　　多文化共生を促進する学習のあり方
-留学生と日本人学生の混合クラスにおける人権教育の事例考察を通じて-

学位申請者　　宮本　美能

1983年に当時の中曽根内閣が「留学生10万人計画」を発表してから、留学生の数は年々増加し、2003年には目標を上回る約11万人に達した。2008年には文部科学省ほか関係省庁は共同で「留学生30万人計画」を発表し、さらに2009年には、留学生の受入体制の充実を目指して、文部科学省は国際化拠点整備事業（大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業）を開始した。これに伴って、国立・私立の合計13大学が推進拠点事業校に採択され、2010年度から今年度まで、拠点校を中心に「留学生と切磋琢磨する環境の中で、国際的に活躍できる高度な人材を養成すること」を目標に、整備事業が進められてきた。一方で、留学生と日本人学生の間には言語、文化、意識、価値観などの違いから、親密化を阻害する要因があることも指摘されており、それらを排除するためにいかなる方策がありうるかが課題となっていた。本研究は本事業と同時期である2010年度から2011年度にかけて、拠点校の１つであるA大学において、留学生と日本人学生が共に学ぶクラス（多文化クラス）を対象に、双方の親密化を図り、クラス内に多文化共生の関係性を構築するため、どのような学習環境が必要で、何をどのように実践すると効果が高まるのかを検討するものである。この「多文化共生」という言葉については、2005年に総務省が立ち上げた「多文化共生に関する研究会」で定義された「多文化共生」の解釈を参考にして、「留学生と日本人学生が言語や文化の違いを超えて、共に学ぶ意識を持って、対等な立場でクラスに積極的に参加して、双方の間に親密な関係性を築いていくこと」と捉えて、本研究ではこのような関係性をクラス内に構築し、その効果が身近な地域社会、国、世界に及ぼすことを目指す。

本論文は３部構成とする。I部は、本研究の概要と目的、独自性、研究対象について説明する。そして、多文化クラスの課題と解決策を検討する。II部では、先行研究を基に、クラス内に多文化共生の関係性を構築するための学習環境条件と教育方法をまとめ、それらを教育実践に当てはめて考察する。本研究では、学習環境条件を考えるにあたり、心理学者オルポート（Gordon Willard Allport）が提唱した異文化接触を友好的にする条件を参考にしながら、これを多文化クラスにあてはめて検討する。オルポート（1961）はコミュニティの中で黒人と白人が接触する居住や職場を対象に、双方が友好な関係性を築くために、１．対等な関係、２．共通の目的、３．組織的な支援、という３つの条件が必要であると説明している（オルポート，G.W.（著）、原谷達夫、野村昭（訳）1961『偏見の心理』培風館、240頁）。オルポートの理論は、これまでにも留学生教育において援用されてきたが、多文化クラスの実践に当てはめて研究を行っているものは見当たらなかった。そこで本研究は、多文化クラス内の留学生と日本人学生の接触場面において、オルポートの理論が「多文化共生」の関係性を構築するうえで有効であると考えて議論する点に独自性がある。本研究では教育現場を対象とすることから、コミュニティとは異なる多様性、可変性があることに加えて、教員が関わっている。ここでは、教員が重要な役割を担っている。また、教員による教育的介入により、「多文化共生」の関係性を促進することができると考えて、教員をファシリテーターと捉えながら、学生主体のクラス運営を行う中で、教員と学生、また学生同士の「事前・遂行・事後段階での対話」が不可欠であると考えて、議論を進める。

実際に議論を深めていく中で、クラス内に多文化共生の関係性を構築するために、学習環境と教育方法だけでは十分でないことが分かり、参加学生に「当事者意識」を持たせる必要があるのではないかが示唆された。III部では、このような当事者性を促進させるために、学習テーマの設定が重要であると考えた。そして、留学生と日本人学生が互いに相違に気づく前に、同じ人間であるという共通性に気付くことが重要であると考えて、普遍的な概念である「人権」を取り上げることにした。人権は、「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」（人権教育の指導方法等に関する調査研究会議、第3次とりまとめ、第１章１（１））

であることから、国や言語、文化が異なっても、保障される権利は同じである。ただ、人権の解釈は、国や言語・文化の違い、さらに人によっても異なることから、普遍的と一言で表現できない個別具体的な側面がある。人権に関わるトピックも多岐にわたるため（例えば、ジェンダー、子どもの権利、外国人の人権など）、本研究では特定の人権問題（例えば、子どもの権利、女性の権利、労働者の権利など）に絞るのではなく、多文化クラスに集まる学生の多様性が生かされるように、人権に関わる幅広いトピックを取り上げて、多面的・多角的に議論することを重視した。全15回のコースの前半は、知識習得部分として、後半は、前半に学んだ知識を基に、グループでプレゼンテーションすることとした。ここでは、一人ひとりが重要と思う人権問題を考えて、問題の解決に向けてアクション・プランを立てることを課題とした。カリキュラムを考案する際は、人権教育の指導方法等の在り方（第３次とりまとめ）を参考にして「人権に関する知的理解と人権感覚を身に付けること」を目標とした。ここでいう人権感覚には、コミュニケーション能力、権利と義務の理解、メタ認知的な見方、人権の実現に向けた行動力（実践行動）が含まれている。本研究では、多様なバックグラウンドの学生が、共に学ぶ場を有効活用するため、まずは普遍的な概念である人権を取り上げて共通性への気づきを促し、そこから人権の個別的な側面を掘り下げて議論することを目標にカリキュラムを検討した。本研究の実践は、2010年10月に国際連合が決定した「人権教育のための世界計画」の第２フェーズ（高等教育のための人権教育、および教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラムの促進）と同時期であり、日本の大学教育の多文化クラスで、先駆的に人権教育を実践した点にも独自性がある。

本研究の方法論は、筆者自らが担当した多文化クラスの教育実践を振り返って考察すること、また、他の教員が実践した多文化クラスを参与観察して分析を加えること、さらに、質問紙調査を行うことにある。参与観察を行った結果、学生の積極的な参加を促すために、オルポートの３条件と「事前・遂行・事後段階での対話」に加えて、学生一人ひとりの参加意欲と関わり合いが大切で、これをシステムといった観点でとらえると、「学生同士の相互支援」が重要であると示唆された。質問紙調査では、筆者の人権教育の授業に参加する学生を対象に、授業の実施前と実施後の２回、同じ質問紙を用いて人権意識を尋ねた。質問紙は、「知識、価値/態度、技能、行動力」の各側面から、全部で34の質問項目を設定した。２回の回答結果を比較したところ、変化の見られた項目と変化の見られなかった項目に分かれた。変化の見られた項目からは、授業を通じて自己主張する力（技能）を身に付けたことや人間としての共通性に気づいたこと、人権の理解を深められたこと、他者と共に学ぶ意識が高められたことなどが確認された。一方で、変化の見られなかった項目からは、自らの所属する社会の影響を受けて形成された価値観や、一人ひとりの考え方は、授業を通して簡単に変えられるものではないことが示唆された。実施後の質問紙では、授業の中で学んだ「知識、価値/態度、技能、行動力」について、具体的に記述する欄を設けていた。その中で記述のあった内容から、多様なバックグラウンドの学生が共に学ぶことで、人権の普遍性と個別性の理解が深められることが確認された。

本研究で得られた知見をまとめると、多文化クラスで普遍的な概念である人権をテーマに取り上げることで、人権が学生に議論を始め、そして深める切り口となり、そこから個別具体的な事情や経験を各自が出し合うことで、メタ認知が促進されることである。ここでの「メタ認知」は、多文化クラスで人権教育を実践することから得られる効果として、次のような点を指している。

① 自身の人権問題を振り返り、他者にそれを説明するプロセスを通じて、自己の人権に対する意識や見方が明確になり、問題を対象化すること。そして、他者と人権問題について議論することで、人権が他人事ではなく、身近な問題であると気づくこと。

② 他者の人権問題を聞くことで、自身の意見や経験が唯一でないことに気づき、自己と他者の共通点や相違点を理解すること。同時に、他者と共に学ぶことで、他者理解、他者尊重（共生意識）の気持ちを高め、寛容な態度を身に付けること。

本研究で得られた知見は、筆者が担当する多文化クラスの一事例考察の結果であることから、一般化することはできない。また、人権が多文化クラスの唯一のテーマであると断言することもできないが、クラスには常に多様性があることから、そこには普遍性があり、多文化クラスに限らず、日本語で行われる大学の人権教育や、異なる教育段階（小中高）や場所（地域社会、国、世界）においても、同様にあてはまるのではないかと考えている。今後は異なる教育段階や場所に対象を広げて、さらに考察を深めていく予定である。

様式７

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏　名　（　宮本　美能　）		
論文審査担当者	（職）	氏　名
	主 査　教授	平沢　安政
	副 査　教授	木村　涼子
	副 査　教授	三宮　真智子

論文審査の結果の要旨

本論文は、グローバル化を背景として高等教育機関が抱える課題を検討すべきとの社会的要請を意識しながら、多文化共生の実現という申請者の問題関心を研究の柱に据えて執筆されたものである。現在日本の高等教育の国際化が叫ばれ、留学生の受け入れの促進がすすめられているが、申請者は、単なる留学生の数の増加を指標とするのではなく、留学生を受け入れた場合に生じる多文化状況や異文化接触による葛藤やストレスなどの問題の解決、共に学ぶ（そして共に生きる）環境の実現こそが、教育の国際化・日本のグローバル化の指標となるべきだという立場から、留学生と日本人学生の混合クラスに焦点を当てて、人権教育を教育の中心に据えた実証研究をおこなった。

本論文の目的は、A大学における留学生と日本人学生の混合クラス（これを申請者は「多文化クラス」と定義）を研究対象として、共に学習することを阻害する要因を明確にしながら、多文化共生の関係性を構築するための学習環境条件・教育方法・学習テーマを探求することにある。

本論文は三部構成となっている。まず、第Ｉ部第１章では本研究の概要、第２章では多文化クラスに関わる実証的な先行研究の整理をおこなうとともに、偏見についての研究で著名な心理学者オールポートのコンタクト仮説を取り上げ、「対等な地位」「共通目標」「組織的な支援」の３条件を、多文化クラスという教育環境に援用する可能性を提案している。

学習環境条件についてまとめた第Ⅱ部では、第３章で多文化共生を構築するための学習環境と教育方法に関してオールポートの３条件を基礎とした理論的枠組みを整理した上で、次章でその枠組みに基づいての実証調査（申請者自らが教員として関わる授業分析：一種のアクション・リサーチも含む）の考察をおこない、オールポートの３条件を「（教室における）対等な関係」「（学習の）共通の目的」「教員からのサポート」と読み替えて適用することの有効性と、教育方法論の面で重要な視点として、「メタ認知」（三宮）と「対話性」（フレイレ）を取り入れる必要性を論じた。

学習テーマについてまとめた第Ⅲ部では、第５章で多文化共生を構築するために有効な学習テーマとして人権を中心的なものとすべきではないかとの議論をおこない、次章でそれを検証するための実証研究を基に、人権をテーマにした場合のメリットと残された課題を分析している。

従来別々に研究されてきた留学生教育と人権教育を結びつけて考察した点に、本論文のオリジナリティがある。高等教育機関における混合クラスに関する十分なデータを基に書かれた本論文は、留学生研究および人権教育の両方の学術領域において、新しい知見を提供する論文となっている。

本論文は高等教育における留学生教育を日本人学生との交流を重視した形で考えていくという、留学生研究がすすむべき新しい方向性の一つを明確かつ説得的に示している。また、高等教育機関以外の場面でも、とりわけニューカマーの子どもたちがふえている昨今、小中高の子どもたちに対する人権教育のあり方を再検討する道筋を示す成果も挙げていると言って過言ではない。以上の点から、本論文は、博士（人間科学）の授与にふさわしい内容を備えていると判断した。